

津市農業委員会だより

編集発行
津市農業委員会

〒514-8611

津市西丸之内23番1号

電話番号 059-229-3176

第33号 令和2年12月発行



令和2年度市長と農業委員との懇談会

目次

人・農地プランの作成に向けた取組について……2	農業者年金で安心・豊かな老後を……………6
ジャンボタニシ(スクミリンゴガイ)の防除対策…3	農地の賃借料情報……………7
お持ちの農地の立地基準をご存じですか……4	農業委員会からのお知らせ……………8
農業委員会の活動報告……………5	

《広告のコーナー》

相続税でお悩みの方へ

相談は解決のための第一歩です

この実績が信頼の証

相続税申告実績 500 件超

相続に関するすべての相談は

中田会計事務所へ

相続財産のたな卸を一緒にしませんか？

※この案内をご覧になった方 初回相談無料！

税理士法人 中田会計事務所

津市一身田中野132-1

お問合せ時間：8:30～17:00

059-232-9000

中田会計事務所

検索

※広告内容に関する質問等は、広告主に直接お問い合わせください。(広告主と津市農業委員会業務とは直接関係ありません。)

人・農地プランの作成に向けた取組について

～考えませんか？地域農業の将来～

これまで地域農業を支えてきた方々は、地域での話合いに基づくほ場整備や共同活動などにより、地域農業や農地を守り、発展させる取組を進められてきました。

ただ、近年、地域農業を牽引してきた方々が高齢化する中で、地域の皆さんがこれまで築かれてきた地域農業や農地、これらを取り巻く伝統や文化、自然景観を子や孫に引き継いでいかなければいけません。

そこで、地域での徹底した話合いにより、今一度、地域農業の将来像について見つめ直して、人・農地プランの実現に取り組んでみませんか。

◎人・農地プランとは…

地域の農業者等が集まって、地域農業の将来のあり方や、地域農業において中心的な役割を果たす農業者（中心経営体）への農地の集積・集約化などを明確にし、これらを実現するために何をすべきか、具体的に話し合った結果を取りまとめたものです。

◎人・農地プランの実質化とは…

対象地区（集落等の範囲など地域の実情に合わせ設定する区域）において、以下のプロセスを踏んで作成された人・農地プランが「実質化された人・農地プラン」とされています。

- ① アンケート調査
おおむね5年から10年後の農地利用に関するアンケートを行います。
- ② 現況把握
アンケート調査の集計結果や対象地区内での話合いを通じて、農業者の営農状況や後継者の確保の状況を地図により把握します。
- ③ 中心経営体や農地の集約化に関する将来方針の作成
対象地区の5年から10年後に農地利用を担う中心経営体に関する方針を決めます。

◎実質化された人・農地プランの作成支援

地域による人・農地プランの作成に当たっては、津市や津市農業委員会、JA、三重県、農地中間管理機構などの地域農業に関わりのある多くの組織が支援に取り組んでいます。地域農業の現状把握、話合いによる現状の共有、将来方針の作成など、地域における取組を関係団体が一体となって連携し支援しています。

人・農地プランの取組に関するご質問、お問い合わせは、下記までお願いします。



津市農林水産部農林水産政策課
電話番号 059-229-3172

ジャンボタニシ（スクミリンゴガイ）の防除対策

◎イネの食害防止

田の水深を3cm以下の浅水にすると貝が活動できず、あまり食害されません。貝が活動しはじめたら、浅水管理を行いましょう。

◎貝の密度を下げる

冬期のロータリー耕により傷ついた貝は死亡し、また寒風にさらされた貝も凍死します。

土の硬い時期（収穫直後）が最も殺貝効果が高いようです。

越冬貝は深さ6cmまでにほとんどが存在しますので、耕うんの深さをやや浅めにして細かく起こす（速度を遅くロータリー回転を速く）と効果が上がります。



ほ場や用水路・排水路の貝や卵塊は、組織的に捕殺しましょう。

産卵直後の卵は水中に落とすとふ化できなくなり、産卵後時間が経過した卵塊はつぶす方が確実です。特に水田内では落としたり卵塊を捕食する天敵がないため、つぶすようにしましょう。

なお、貝は素手で触らないようにしましょう。

◎侵入防止

目合9mm以下の網を侵入口（ほ場の水口や水尻、水路の上流など）に張りましょう。

パイプラインとバルブにより用水が供給される水口からの侵入は、あまりないと考えられます。

◎手作りの捕獲器による駆除

苗箱やペットボトルを使った簡単な捕獲器を作成し、水田内に仕掛けて駆除に取り組んでいるところもあります。



<参考>

「水稻共済加入者」または「加入資格者で収入保険に移行した方」が、被害防止のために農薬登録のある薬剤を購入した場合、費用の一部を助成する制度がありますので、事前に詳細を下記までお問い合わせください。

（三重県農業共済本所 電話番号 059-228-5135
〒514-0003 津市桜橋一丁目649番地（R2. 12. 28まで）
〒514-0008 津市上浜町六丁目81番地11 3階（R3. 1. 4から）





お持ちの農地の立地基準(農地区分)をご存じですか？



市街地に近接した農地や生産力の低い農地等から順次転用されるよう誘導するため、立地基準（農地区分）と一般基準により転用の可否が判断されます。

立地基準

農地区分	要件	許可の方針
農用地 区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可
甲種農地	市街化調整区域内の ●農業公共投資後8年以内の農地 ●集団農地で高性能農業機械での営農が可能な農地	原則不許可 ただし、土地収用法認定事業等公益性の高い事業（第1種農地の場合を更に限定）の用に供する場合等は許可
第1種農地	●集団農地（10ha以上） ●農業公共投資対象農地 ●生産力の高い農地	原則不許可 ただし、土地収用法対象事業等公益性の高い事業の用に供する場合は許可
第2種農地	●農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地 ●市街地として発展する可能性のある農地	第3種農地に 立地困難な場合等に許可
第3種農地	●都市的整備がされた区域内の農地 ●市街地にある農地	原則許可

一般基準（主なもの）

事業実施の確実性	被害防除	一時転用
<ul style="list-style-type: none"> ●資力と信用があるか ●転用の妨げとなる権利を有する者の同意があるか ●遅滞なく転用されるか ●他法令による許認可が得られる見込みがあるか等 	<ul style="list-style-type: none"> ●土砂の流出・崩壊等災害を発生させる心配がないか ●周辺の営農に支障がないか等 	<ul style="list-style-type: none"> ●一時転用後、耕作されることが確実か ●所有権以外の権利設定か

立地基準と一般基準を満たした申請であれば、農地転用の許可が下ります。

なお、申請書の様式につきましては、津市のホームページからダウンロードしていただけます（8ページ参照）。

ご不明な点等ございましたら、津市農業委員会事務局または、最寄りの総合支所地域振興課へご相談ください。

〔津市農業委員会事務局〕
電話番号 059-229-3176

農業委員会の活動報告

令和2年度定期総会

令和2年5月28日(木)

令和2年度津市農業委員会定期総会を開催しました。

令和元年度における農地部会の開催状況などの事業報告と令和2年度の会議や研修会などの事業計画について審議し、可決しました。



第1回地域別事業推進会議

令和2年7月13日(月)～7月21日(火)

農地利用の最適化を着実に推進するため、各地域が抱える農業の課題と対策等を考える場として、地域別事業推進会議を市内11ブロックで開催しました。

農業委員と農地利用最適化推進委員が意見をもち寄り、農地利用状況調査(農地パトロール)に向けた打合せ、地域農業の現状と課題等について意見交換を行いました。



第1回事業推進会議

令和2年8月5日(水)

地域別事業推進会議で取りまとめた各地域の意見を、11ブロックから選出された代表委員が持ち寄り、意見交換の場とする事業推進会議を開催しました。

津市は平地から山間地まで多種多様な営農条件があり、地域の特性に配慮した委員会活動の実践を目指し、各地域の意見・情報交換を行いました。



市長と農業委員との懇談会

令和2年11月6日(金)

日々の委員会活動の中で把握した地域農業の課題を市長に届ける機会として、農業委員会から提出する「令和2年度農地等利用最適化推進施策に関する意見書」を基に市長と農業委員が懇談会を行いました。

市長との意見交換を通じ、課題に対する認識を深めることができました。



農業者年金で安心・豊かな老後を



農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。



◎ こんな方が**加入**できます。

- ・ 国民年金第1号被保険者（免除・納付猶予を受けている方、国民年金基金加入者は除きます。）
- ・ 年間60日以上農業に従事している方
- ・ 20歳以上60歳未満の方

※農業者年金に加入するためには付加年金に加入していただく必要があります。



少子高齢時代に強い年金

自らが納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式（確定拠出型）の年金です。

終身年金で80歳までの保証付

年金は生涯支給されます。仮に80歳到達月前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳到達までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

政策支援制度がある

認定農業者で青色申告者の方など、条件が当てはまれば保険料の国庫補助が受けられます。

保険料の額は自由に決められる

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を決められます（通常加入は月額2万円から6万7千円までの間において千円単位で変更可能）。

公的年金ならではの 税制上の優遇措置がある

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税（支払った保険料の15～30%程度）につながります。

～ご相談は津市農業委員会事務局または最寄りのJAへ～

農地の賃借料情報

平成31年1月から令和元年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料（10アール当たり）は、以下のとおりとなっています。なお、記載金額はあくまで参考にしていただき、実際の賃借料を決める際は、当事者間で十分に話し合ってください。

1 田（水稻）の部

単位：円／年

区分	地区名	ほ場整備の有無	賃貸借				使用貸借	
			件数	平均賃借料	最大・最小賃借料		件数	
平坦地域	津（片田を除く）・河芸・芸濃（楠原・林・中縄・忍田・雲林院・河内を除く）・安濃・香良洲	ほ場整備あり	1,130	8,003	最大値 13,000	最小値 3,000	225	
		ほ場整備なし	245	6,684	最大値 13,000	最小値 2,166	101	
	久居（楠原・稲葉を除く）・一志（井生・大仰・石橋・井関・波瀬を除く）	ほ場整備あり	618	7,728	最大値 13,000	最小値 3,030	107	
		ほ場整備なし	174	6,482	最大値 13,000	最小値 3,030	29	
	中間地域	津（片田）・芸濃（楠原・林・中縄・忍田・雲林院）・美里（南長野・北長野・平木・桂畑を除く）	ほ場整備あり	71	6,971	最大値 13,000	最小値 5,000	93
			ほ場整備なし	14	10,833	最大値 13,000	最小値 6,500	33
久居（楠原・稲葉）・一志（井生・大仰・石橋・井関・波瀬）・白山		ほ場整備あり	552	6,699	最大値 9,750	最小値 3,000	107	
		ほ場整備なし	42	5,909	最大値 9,750	最小値 3,000	11	
山間地域	美里（南長野・北長野・平木・桂畑）・芸濃（河内）・美杉	ほ場整備あり	3	6,500	最大値 6,500	最小値 6,500	21	
		ほ場整備なし	6	8,305	最大値 8,666	最小値 6,500	21	

2 畑（普通畑）の部

単位：円／年

区分	地区名	ほ場整備の有無	賃貸借				使用貸借	
			件数	平均賃借料	最大・最小賃借料		件数	
平坦地域	津（片田を除く）・河芸・芸濃（楠原・林・中縄・忍田・雲林院・河内を除く）・安濃・香良洲	ほ場整備あり	25	5,587	最大値 10,800	最小値 1,156	46	
		ほ場整備なし	16	3,879	最大値 12,222	最小値 1,000	31	
	久居（楠原・稲葉を除く）・一志（井生・大仰・石橋・井関・波瀬を除く）	ほ場整備あり	8	2,853	最大値 5,000	最小値 1,750	57	
		ほ場整備なし	41	9,789	最大値 10,000	最小値 2,700	44	
	中間地域	津（片田）・芸濃（楠原・林・中縄・忍田・雲林院）・美里（南長野・北長野・平木・桂畑を除く）	ほ場整備あり	0	0	最大値 0	最小値 0	34
			ほ場整備なし	0	0	最大値 0	最小値 0	13
久居（楠原・稲葉）・一志（井生・大仰・石橋・井関・波瀬）・白山		ほ場整備あり	3	2,000	最大値 3,000	最小値 2,000	6	
		ほ場整備なし	8	7,500	最大値 10,000	最小値 5,000	8	
山間地域	美里（南長野・北長野・平木・桂畑）・芸濃（河内）・美杉	ほ場整備あり	0	0	最大値 0	最小値 0	0	
		ほ場整備なし	1	6,500	最大値 6,500	最小値 6,500	2	

農業委員会からのお知らせ

一斉農地パトロールを実施しました

市全域の遊休農地の状況を把握するため、今年も8月4日から10月2日にかけて、農業委員、農地利用最適化推進委員が一斉に農地パトロールを行いました。

耕作再開や定期的な耕起などで遊休農地が解消されたところがある一方、離農した農地に引き受け手が見つからず荒廃しているところもありました。

農地を適正に管理しましょう

耕作されていない農地をそのままにしておくと、枯草火災の発生や害虫の発生などの害を周辺農地などに及ぼします。

定期的に草刈りを行い、いつでも農業を再開できる状態に管理しましょう。



農作業後に道路へ土を落とさないように注意しましょう

トラクターなどで農作業した後、道路へ出るときは、道路に土を落とさないように注意しましょう。

道路に落ちた大きな土の塊は、歩行者や自転車、バイク、車いす等の通行の妨げになる場合があります。

編集後記

この号がお手元に届く頃は、師走の慌たしさの中で、新年の準備の真最中といったところでしょうか。この一年を振り返ると、新春早々から新型コロナウイルスの流行が始まり、人が集まる行事は三密を避けるため自粛延期となり、大勢が集まることもできない状況でした。皆さんにとって一年が過ぎるのは早かったでしょうか。NHKで「チコちゃんに叱られる」という番組がありますが、「大人になるとあつという間に一年が過ぎるのはなぜ？」という話題がありました。それは「トキメキがなくなったから」という答えでした。小学生の頃、遠足、運動会など学校行事のある日は待ち望んでもなかなかやってきませんでしたが、大人になって一日、ひと月、一年の早いこと早いこと、少し前に「明けましておめでとう。」と言っていたと思っただけもう年末になっていきます。これからは、漫然と日々を過ごすのではなく、何か待ち望むような目的を作って過ごしたいと思っています。

「年々歳歳花相似たり、歳歳年年人同じからず」、農業は、めぐる四季の中で、毎年繰り返してきた耕作の営みです。その農業が今変わりつつあります。今回紹介したジャンボタニシや獣害の影響、耕作放棄地の増大など農業を取り巻く環境は厳しくなっています。次の世代に美しい田園風景を残せるように、農地利用の最適化に取り組むことが求められています。

編集委員

委員長 坂野 大徹
副委員長 中野 たつ子

委員 喜多 義幸 田村 明
結城 晋三 草深 みつよ
諸戸 善昭

坂野 大徹

津市のホームページから農地転用の申請書等のダウンロードができます。

津市農業委員会事務局 **検索**

<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1554898097745/index.html>

《広告のコーナー》

地産地消!! ~許認可・届出等の手続きは~
地元の『行政書士』にご相談ください!!

- ✓農地や市街化調整区域に家を建てたい
- ✓赤道の払い下げを受けたい
- ✓相続手続き、遺言書や契約書を作りたい

三重県行政書士会 津支部

検索



※広告内容に関する質問等は、広告主に直接お問い合わせください。(広告主と津市農業委員会業務とは直接関係ありません。)